

## 北海道文教大学 無線 LAN 利用ガイドライン

### 1. 目的

この北海道文教大学の無線 LAN 利用ガイドライン（以下「本学ガイドライン」という）は、本学キャンパス内で無線 LAN を使用する際に遵守しなければならない事項をまとめたものです。

無線 LAN 環境は便利な反面、目に見えない電波を利用していることにより、有線 LAN に比べてセキュリティ対策を十分に行わないで無線 LAN 利用すると、盗聴、情報漏洩などの被害を受けかねません。

本学ガイドラインは、本学キャンパスでの無線 LAN の安全な使用を促し、本学の研究・教育に貢献することを目的としています。

無線 LAN は、全学利用者の共有の資源で限りがあります。利用者の皆さんが快適に利用するため、動画や写真など容量の大きなコンテンツは、必要最小限の利用とするよう心がけてください。

### 2. 構成

本学ガイドラインに定めるネットワークとは、以下に定めるデータ通信にかかわる装置や設備と関連事項を示します。

- (1) 本学内に配置した配線やアクセスポイント
- (2) 無線 LAN で使用する PoE (Power over Ethernet) 給電機能付き HUB
- (3) 無線 LAN で使用する IP アドレス
- (4) 無線 LAN で使用する関連の機器類

### 3. 利用者

無線 LAN を利用することができる者（以下「利用者」という）は、本学の学生、教員、職員、外部からの来訪者(ゲスト)とします。

- (1) 利用者は利用のための申請を特に必要としません。
- (2) 利用者が来訪者(ゲスト)の場合は、必要に応じて、来訪目的に関与している本学教職員が当該来訪者に SSID とパスワードをお知らせするものとする。

### 4. 管理者

本学ガイドラインに定める無線 LAN とは、2. に定めた機器を指し、管理者はその動作に対して責任を負います。

- (1) 管理者は利用者に対し適切な無線 LAN の利用を促さなければなりません。
- (2) 利用者への運用対応及び管理は、ネットワーク専門部会を所掌する総務部が行い

ます。設定やトラブルに関しては、予め総務部から事務局各部等へ「Wi-Fi サポートセンター」の問い合わせ電話番号をお知らせしますので、関係部署で対応してください。

- (3) 無線 LAN 全般の維持・管理は、ネットワーク専門部会を所掌する総務部が行います。

## 5. 利用の要件

学内での無線 LAN 使用にあたっては、次の項目全てを満たす必要があります。

- (1) 利用の機器は以下とします
- ① ノートパソコン等 (Windows、Mac 等)
    - ・ OS とウイルス対策ソフト及び定義体ファイルの最新化を行います
  - ② タブレット等 (Windows、Android、iOS 等)
    - ・ Windows 版は OS とウイルス対策ソフト及び定義体ファイルの最新化を行います。
    - ・ Android、iOS 版は基本ソフトの最新化を行います。
  - ③ スマートフォン等 (Android、iOS 等)
    - ・ Android、iOS 版は基本ソフトの最新化を行います。
- (2) 利用場所は本学校舎内とします。また、利用のネットワークを敷地外へ延長しないこと。

## 6. 禁止事項

無線 LAN 環境は、利用者の共有の資源です。無線 LAN を利用する者は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) ネットワークの運用を妨げるような行為
- (2) ネットワークを利用して有害なウイルスやプログラム等を作成、もしくは提供する行為
- (3) 営業目的でネットワークを利用する行為、又はその準備を目的とした行為
- (4) 本学や他の利用者、第三者の知的財産権、著作権、肖像権やプライバシー等を侵害する行為
- (5) 各種の情報の利用に際し、知的財産権によって保護されているソフトウェアを利用許諾権の範囲を超えて複製、修正及び提供する行為
- (6) 施設外での利用や、敷地外へ延長をする行為
- (7) 誹謗、中傷など利用者、第三者の名誉を害すること、卑猥又は公序良俗に反する情報を他の利用者、第三者に提供する行為
- (8) 事実に反する又はその恐れのある情報を提供する行為

- (9) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はその恐れがある行為
- (10) 法令に違反する行為、違反する恐れがある行為、もしくは社会慣習に反する行為
- (11) その他、本学が不適切と判断する行為

#### 7. 違反行為等に対する措置と罰則

禁止事項に違反した利用者に対して、本学は次の各号に定める措置を取ることができます。

- (1) 利用資格の停止或いは失効の措置
- (2) 緊急で止むを得ない場合は、仮の措置として、利用権限の停止、利用の制限、その他の必要な措置
- (3) 禁止事項に違反することにより故意に損害を与えた場合は、当該利用者に対して、損害に相当する金額の請求
- (4) 懲罰について  
「本学ガイドライン」に規定する禁止事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を科せられる場合があります。

#### 8. 利用者責任

利用者はネットワークを利用する際には、次の各号の定める責任を負うものとします。

- (1) 利用者が、ネットワーク上で行う通信の内容
- (2) 利用者が、ネットワークで提供を受けるサービス及びその情報
- (3) 利用者が、ネットワークを利用することにより発生した損害及び障害
- (4) 利用者個人に属する資源内容についての保護
- (5) 利用者自身で設定したパスワードの管理
- (6) その他に定める責任
  - ① 情報の公開に伴う責任は、情報を作成もしくは公開した利用者が全て負うものとし公開情報の中に責任の所在を明記するものとします。
  - ② ユーザ ID 及びパスワードは、利用者本人の責任において管理し、第三者に利用使用、譲渡・再貸与してはならない。  
また、他のユーザ ID 及びパスワードを不正に取得・使用する行為、又は他人を詐称する行為を行ってはならない。
  - ③ ユーザ ID が第三者によって不正に使用された形跡がある場合には、直ちに「ネットワーク専門部会」にその旨を連絡しなければならない。

## 9. ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃修正は、「ネットワーク専門部会」の審議を経て決定します。

初版は2015年10月1日に承認を得て、同日より施行します。

改版は2019年10月1日に承認を得て、同日より施行します。